

訓 令 甲 第 1 6 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

存 続 期 間

警視庁被留置者留置規程

概要

この規程は、警視庁本部及び警察署に設置する留置施設の適正な管理運営を行うとともに、被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めている。